

【相談担当者の基礎知識】

自己紹介

高田 裕司(たかだゆうじ)

特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構(J-PAO) 上席コンサルタント

昭和61年4月(社)全国農協観光協会(現(株)農協観光)入会

本社、福岡、九州営業本部などで主に農協(JA)の旅行事業開業支援と社内経理業務に従事

平成18年4月より、働く人のカウンセリングとコーチングを開始

**平成20年8月より、NPO 法人日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)に勤務
プロ農業者等に対する事業化支援、農畜産物販売支援、人材育成の各事業を担当**

国家資格:中小企業診断士、キャリアコンサルタント、一般旅行業務取扱主任者

その他資格等:産業カウンセラー、森林セラピスト

地理的表示保護制度活用支援窓口関東ブロック総括アドバイザー

日本政策金融公庫 林業経営アドバイザー試験合格者

これまでに農業者の経営改革プランや6次化計画の作成支援・計画達成支援、商品提案づくりから商談会支援等を全国で実施している。特に、人材育成に関するワークショップの運営、グループワークの実施による活性化策策定支援に多くの経験がある。カウンセラー・コーチとして800人以上に関わった経験もあり、「一人ひとりの強みを活かして少しでも前へ」をモットーとしている

本講義のねらい

- **業界の動向と農業経営の特徴について理解する**
 - 農業を取り巻く情勢と営農類型のポイントについて
 - 農業経営における経営、販売、のポイント
- **農業経営に関する制度について、そのポイントを理解する**
 - 農業関係用語と主な施策のポイントについて
 - 農業経営に関する農業特有の制度
 - 支援の仕組みについて
- **農業経営に関する専門知識のポイントを理解する**
 - 農業における法人化や事業承継のポイントについて
 - 農地制度、農業における労務管理、農業会計・税務のポイントについて

※この教材は専門家向け映像教材のポイントを中心にまとめたものです。

業界の動向と農業経営の特徴 について理解する

農業を取り巻く情勢のポイント

● 農業のマクロ環境を把握する

- 農業産出額は長期的に減少が続いていたが、2016年には、2000年以来16年ぶりに**9兆円台**を回復した。
- 食料自給率は、カロリーベースは**40%弱**、生産額ベースは**60%台後半**で推移。
- 食料の消費支出では、生鮮食品の消費が減少する中、調理食品の利用が増加。
- 食品の流通構造は、近年は卸売市場取引だけではなく、産直取引、契約栽培、直売所、ネット通販など、**多様な流通**が行われている。
- 農業就業人口は年々減少しており、平均年齢は66歳代である。
- 平成21年の農地法の改正により、貸借であれば企業などの一般法人であっても農業に参入可能となり、**企業参入が増加**している。
- 外国人材の活用についても技能実習生の実習期間が延長され、**新たな在留資格「特定技能」も創設**された
- ドローンを用いた農薬散布やスマートフォンを活用した生産管理システムなど**IoT技術を活用した取り組み**が進んでいる。

営農類型についてのポイント①

- **営農類型には耕種と畜産がある**

耕種：田や畑を耕し、植物を育てる農業を指す

きのこ類の栽培や植物工場など田畑を耕さないものも産業分類は耕種農業に区分

例)稲作、野菜、果樹、花き他

畜産：家畜を飼養・増殖する農業を指す

例)酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蚕、養蜂他

- **営農類型により経営の特徴が異なる**

- **稲作のように1年1作が基本のもの、みかんのように植えてから結実開始まで10年程度かかるものなど生産体系がさまざまである。**

- **流通構造についても、市場出荷中心のもの、酪農のように指定事業者経由が中心のもの、肉用牛や養豚などのようにと畜場を経由するものなど営農類型毎に特徴がある。**

- **これらにより、経営面も営農類型によりそれぞれ特徴がある。**

営農類型についてのポイント②

- **営農類型毎の特徴を踏まえた対応が必要**

- 支援先農業者の**営農類型**における**市場規模やマーケット、経営の特徴等を把握**した上で、相談に対応する。

- ＊**経営の特徴の例**

- 畜産の飼料費は経営コストの3割から7割を占めるので、飼料費への対応方法が重要。

- 単収・単価は、地域の平均値、類似の経営などと比較し、乖離がある場合は、その原因を探る。

農業経営の特徴のポイント

● 農業経営を理解する

農業は「人の口に入る**生物を生産する事業**」であり、天候、地域の風土など**コントロールできないもの**が多い。

企業的経営を望む農業者が多くなってはいるが、生業・家業と言われる家族経営体が圧倒的に多い。そのため、**家族経営の経営発展**は農業界にとって重要。

● 農産物販売のチャネルと流通価格構造を理解する

利用できる**販売チャネルは多様化**してきたが、自社の農産物、生産量、品質を考慮して販売チャネルを決めていくことが重要である。また、単一ルートで全てを販売するよりは、自社に合うチャネルの複合的な選択を行うことでリスクを回避できる。

市場流通における**段階ごとの価格構造**を把握することは、取引金額が大きくなっている市場外流通を展開する上でも参考になるため重要である。

農業経営に関する制度について そのポイントを理解する

主な農業施策についてのポイント

- 施策には様々な種類があり、それぞれ要件が定められている

施策には、人・農地プランなど**地域全体**にかかわるもの、米政策などの**各営農類型毎の様々な課題**に応えるもの、**新規就農・経営承継**のためのもの、農商工連携・6次産業化などの**事業全体**に関するもの、その他GAPや地理的表示保護制度など様々な種類があり、それぞれ**対象者などの要件**が定められている。

- 施策内容を理解し、必要なものを取り入れる

各支援施策の活用が農業に与える影響は大きい。**制度の概要を理解し、各農業経営体にとり、必要なものを取捨選択して取り入れることが重要である。**

- 農業経営に関する主な施策

- | | |
|---------------|-------------|
| ➤ 人・農地プラン | ➤ 農商工連携 |
| ➤ 米政策改革 | ➤ 6次産業化 |
| ➤ 経営所得安定対策 | ➤ 地理的表示保護制度 |
| ➤ 農業次世代人材投資資金 | ➤ GAP |
| ➤ 農の雇用事業 | |

農業に関する保険その他の制度 のポイント

農業関係では、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける損失や農産物の価格の低下などで**収入／利益が減少する場合**に備えて、**各種の制度が措置**されている。

● 保険・共済

農業共済制度：農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による**収穫量の減少等の損失を保険のしくみにより補てん**する。

収入保険制度：農業保険法に基づき、全ての農産物を対象（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く）に、自然災害だけでなく、**価格低下などを含めた収入減少の一部を補てん**する。（平成31年1月開始）

● その他の収入減少を補てんする制度

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、指定野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定対策、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）、肉用子牛生産者補給金制度、鶏卵生産者経営安定対策 など

農業者向けの公的融資のポイント

● 農業金融の主な特徴

農業は、天候などの自然条件や病虫害等による高いリスクがあり、投資回収までに長期間を要することから、法令・条例・予算に基づき、**長期・低利など市中金融では対応できない条件で融資を行う「制度資金」**が措置されている。民間金融機関からの融資は、制度資金では措置されていない短期の運転資金が中心。

● 農業金融の種類等

農業金融において措置されているものとしては、

- 日本政策金融**公庫**による**長期・低利の融資**のほか、
- 利子補給を受けて民間金融機関が長期・低利で融資する「**農業近代化資金**」、
- 農業者の民間金融機関からの資金借入に際して債務を保証することにより農業者の信用力を補完する「**農業信用保証保険制度**」、
- 出資により農業法人の財務の安定化・対外信用力の向上を図る「**農業法人投資育成制度**」

等がある。

農業者を支援する仕組みのポイント

● 農業者支援における国と都道府県の役割分担

- 国の施策は全国的な観点で対応することが望ましいもの、都道府県の施策は地域の実情に応じて必要なものについて措置している。いずれの施策についても基礎自治体である市町村が相談窓口となるケースが多い（農の雇用事業のように、市町村を経由しない補助事業もある）。
- 国の支援策については農林水産省ホームページ等に掲載される資料で情報収集することが可能なので、活用したい支援策があれば相談窓口と相談する。

● 農業者を支援する組織・機関の役割を理解する

- 行政の出先機関から民間組織まで、さまざまな支援組織・機関が存在する。それぞれの役割を理解・認識しておくことが必要。
- 近くの支援機関とは連携を密にし、状況を把握しておくことが望まれる。

農業経営に関する専門知識の ポイントを理解する

農業における事業承継のポイント

● 事業承継の現状

事業承継は、単純な社長(代表)が辞める、交代するではなく、持続的な経営を行っていくために適切なタイミングで後継者にバトンタッチするものである。しかし、農業においては具体的な取り組みの**広がりを見せていない**。

● 事業承継の課題と対策

社長(代表)自身に譲る気がなく、逆に後継者に対して何らかの不满をもっていることが根本的な課題であることが多い。社長(代表)、後継者ともに**承継の準備**を行い、いつでも引き継げる状態にすることが求められる。

● 事業承継の留意点

事業承継には様々な類型(**親族内承継、従業員承継、第三者承継**)があり、自社にあった承継を選択することが必要。また、事業承継には、目に見える**「資産の承継」**と目に見えない**「経営の承継」**の2つがある。抜け、漏れがないよう整理することが重要。

農業における法人化のポイント

● 農業における個人と法人との違い

法人化によって、法人名義での取引や契約の締結ができ、**対外的信用力の向上**や人材確保で有利になる。また、農地の所有権などの権利の取得や出資・融資などの資金調達ができるなど**経営資源の集積の面でも有利**になる。また、法人になることで**税負担も軽減**される。一方、社会保険料の負担や経理・申告業務の費用負担が生じる。

● 法人化における留意点

法人化に際しては**事業用資産を個人から法人へ引き継ぐ**必要があり、その内容や方法により様々な税務処理が必要となる。また、**補助対象財産の法人への譲渡**について、経営に同一性・継続性が認められる場合は、国庫納付を要しない。さらに、**定款の作成**も必要。

● 様々な法人化の形を理解する

法人形態も株式会社だけではなく、農事組合法人や一般社団法人などの様々な選択肢がある。**経営の目的に合った法人形態を選択**することが重要。

農地制度のポイント①

● 農地制度に関係する主な法律

「農地」とは、農地法において「**耕作の目的に供される土地**」とされている。農地制度に関する主な法律は、「**農地法**」、「**農振法**」、「**基盤法**」、「**農地中間管理法**」の4つで、それぞれ目的が異なる。運用にあたっては、農業委員会や農地中間管理機構など決められた組織が役割を果たしている。

● 農地の貸借、売買等

農地の貸借・売買には、公的な手続きを経る必要。公的な手続きを経て農地を貸借・売買するためには**3つの方法**がある。

1. 農地法に基づく農業委員会の許可
2. 市町村が作成する農用地利用集積計画の公告
3. 農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画

- このうち2と3については、市町村・農地中間管理機構が作成する計画に基づき、認定農業者等に利用集積を進めていこうとする制度であり、**再契約の手続きを行わない限り貸借期間が満了すれば自動的に返還**される。
- 農地法の許可等を受けないで行った売買・貸借は効力が生じない。

農地制度のポイント②

- **法人が農業を営むために農地の権利を取得したい場合は以下の2つの手法がある。**
 - ・ **農地所有適格法人**として農地法に規定する要件を満たす。
 - ・ 一般法人として**解除条件付き貸借**で借り受ける。
- **法人で農地の所有権を取得できるのは農地所有適格法人のみ**
農地を所有できる法人(農地所有適格法人)は、**4つの要件(法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件)**を満たす必要がある。ただし、国や知事等の認可事項ではない。
- **解除条件付き貸借は一般法人でも個人でも可能**
農地の解除条件付き貸借は、**一定の要件を満たせば、一般法人でも個人でも可能**(ただし、農地法の許可等は必要)。
農地の権利移動では、貸借が主流を占めている。

農地制度のポイント③

● 農地の転用(農地以外の用地にすること)

農地の転用は、転用しようとする農地の所在地の農業委員会を経由して、原則として都道府県知事または農林水産大臣が指定する市町村長の**許可が必要**。

● 農地税制

- 固定資産税において農地は、一般農地・市街化区域農地に区分。
- 一般農地は、農地としての利用を目的とした評価額(農地評価)に、負担調整措置が講じられた農地課税がなされている。
- 市街化区域農地は、宅地並評価に負担調整措置が適用された農地に準じた課税となる。
- また、農地を相続や生前一括贈与した場合、課税の特例がある。

◆ 農地に関する相談は、**農業委員会、都道府県農業会議、市町村、農地中間管理機構**へ。

農業における労務管理のポイント①

● 労働基準法の適用除外

農業に従事する労働者は、労働基準法に定める「**労働時間、休憩及び休日に関する規定**」は適用しない。したがって、農業に従事する労働者には、法定労働時間の適用がないので、「時間外労働」もない。ただし、深夜業割増は除く。

● 労働基準法の適用除外の理由

農閑期に十分休養を取ることができる。休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から。

● 農業法人等が「加工」や「直売」を取り組む場合

複数の業態が混在し、従事者や管理等が**明確に区分されている**場合は、生産を行っている事業場には労働時間等の規定は適用されず、**加工や販売を行っている事業場には、労働時間等の規定が適用**される。

● 労働者保護には留意が必要

適用除外されていること以外は、労働基準法の適用になる。労働基準法で定める基準は、「**労働条件**」の**最低基準**である。農業だからといって最低基準を下回ってよいはずがない。

農業における労務管理のポイント②

● 社会保険・労働保険と農業

農業に従事する労働者の社会保険(医療保険と公的年金)の適用については

- **個人経営の場合**は、従業員の数にかかわらず原則として国民健康保険と国民年金が適用(注参照)される。したがって、**保険料の事業主負担はなく、全額従業員が個人で負担することとなる。**
- **法人経営の場合**は、**健康保険と厚生年金が強制適用になる。**

注:農林漁業、サービス業を除いて、従業員が常時5人以上いる場合は、健康保険・厚生年金保険は強制適用となる

農業の労働保険(労災保険と雇用保険)の適用については

- **個人経営の場合**は、**労働者が常時5人未満の場合**は、「**暫定任意適用事業**」といい、原則として**任意加入**となる。

- ◆ 農業は、労働基準法の最重要ポイントである「**労働時間関係**」が適用除外だが、だからこそ、労働者保護に欠けることのないよう適切な労働時間管理が求められる。

農業簿記・会計のポイント

● 農業会計の特徴

農業においては、貸借対照表は生物・育成仮勘定などの農業特有の貸借対照表科目があるが、商工業と農業で大きく変わるものではない。一方、育成した生物そのものの売却や農作物により国からの交付金等が交付されるなど**収益の発生が商工業と大きく異なるため**、損益計算書の収益の勘定科目に**農業特有の勘定科目**がある。

● 農業税制の特例

農業税制の特例として、「**農業経営基盤強化準備金**」、「**肉用牛免税**」、**農地の贈与・相続に関する特例措置**がある。また、**中小企業向けの税制特例**も使用可能。

まとめ

- ◆ **農業界は大きく変化しており、農業経営を取り巻く状況も変わってきている。**
- ◆ **同じ農業でも様々な営農類型毎に異なる経営の特徴を踏まえて相談対応する必要がある。**
- ◆ **農業者を支援する施策や制度には様々なものがある。支援のしくみを把握し、タイムリーに活用することが望まれる。**
- ◆ **農業ならではの様々な専門知識は、相談内容を理解するためにも必要で、正確なものが求められる。**

当講義映像、及び資料に関するご注意

- **本画面に記載されている情報の著作権は、農林水産省に帰属します。**
- **当画面における無断複製、転載、転送、販売、出版、配布等は社内用、社外用を問わずいかなる場合においても禁止されており、著作権法等の罰則対象となります。**
- **当画面情報は信頼できる情報や各種データに基づいて作成しておりますが、その正確性について担当講師ならびに農林水産省が保証するものではありません。**
- **担当講師ならびに農林水産省は本情報に基づいて被ったいかなる損失・損害等についても一切の責任を負いません。**